

第 2 1 期 第 9 回青森県内水面漁場管理委員会議事録

1 日 時 令和 5 年 7 月 7 日（金）午後 1 時 3 0 分～

2 場 所 青森市新町 1 丁目 1 1 - 2 2
アラスカ会館 2 階「ガーネット」

3 出席者

| 区 分 | 職 名 | 氏 名 | |
|-------|--------------------|---------|---------|
| 委 員 | 会 長 | 濱 田 正 隆 | |
| | 会長代理 | 對 馬 廉 介 | |
| | 委 員 | 石 岡 清 美 | |
| | 〃 | 佐 藤 淳 二 | |
| | 〃 | 木 村 建 | |
| | 〃 | 丹 藤 公 彦 | |
| | 〃 | 永 澤 量 | |
| | 〃 | 五十嵐 健 志 | |
| | 〃 | 田 村 早 苗 | |
| 〃 | 吉 井 仁 美 | | |
| 事 務 局 | 事務局長 | 長 根 幸 人 | |
| | 主任専門員 | 八 島 美奈子 | |
| 県 側 | 水産振興課 | 副 参 事 | 三 橋 潤一郎 |
| | 〃 | 主 幹 | 相 坂 幸 二 |
| | 三八地方水産事務所 | 所 長 | 田 村 直 明 |
| | 下北地方水産事務所 | 水産普及課長 | 竹 谷 裕 平 |
| | 産業技術センター 内水面研究所 | 所 長 | 吉 田 達 |

4 議事の結果

議案第 1 号：十和田湖内水面漁場計画について（諮問）

公聴会を開催し、次回委員会で県に答申することに決定された。

議案第 2 号：ニホンウナギの採捕の制限に係る委員会指示の発動について

原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

5 議事の経過

濱田会長

ただ今から、第21期第9回青森県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

御案内を差し上げたところ、委員の皆様には御多忙の中、御出席を頂きまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案2件及び報告事項1件が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数10名のところ、過半数を超える10名の委員のご出席をいただいておりますので、漁業法第173条で準用する同法第145条第1項の規定に基づきまして本委員会は成立しております。

次に、議事に先立ちまして、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

濱田会長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、佐藤委員と五十嵐委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願い致します。

それでは、議題に入ります。

議案第1号「十和田湖内水面漁場計画について(諮問)」を議題に付します。事務局から、説明をお願いします。

長根事務局長

はい、会長。

濱田会長

はい、局長。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

本件については、令和5年5月1日付けの青森県水産振興課長からの事前協議により、5月23日に開催した第21期第5回当委員会協議会において、委員の皆様から御審議いただいておりますが、今回、正式に県知事から諮問がありました。

資料1をご覧ください。県知事からの諮問文です。件名及び本文を読み上げます。十和田湖内水面漁場計画について（諮問）。

このことについて、漁業法第67条第2項で準用する同法第64条第4項の規定に基づき別紙のとおり諮問します。

以上となりますが、諮問に至った経緯等につきましては、この諮問文のとおりであります。今回諮問のあった漁場計画の内容等の詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので省略させていただきます。

事務局からの説明は、以上です。

濱田会長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 三橋副参事

それでは、説明させていただきます。

先ほど、事務局の方から説明があったとおり、去る5月23日に委員協議会を開催していただきまして、この計画について事前協議いうかたちで説明させていただきました。

また、十和田湖につきましては、青森県と秋田県の両県にまたがっておりますので、5月の31日に秋田県内水面漁場管理委員会においても委員協議会を開催していただき、秋田県の方から、この計画案について事前協議させていただいたものであります。

今回の計画は、その結果を再検討したものでございますけれども、両事前協議において計画案のとおり進めてよろしいとのことでしたので、変更点はございません。

簡単に、計画案について説明させていただきます。

1 ページ目、まず、漁業権に関する事項としては、公示番号十内共第1号です。

漁場の位置は、青森県十和田市と秋田県鹿角郡小坂町、漁場の区域は、十和田湖全面及び奥入瀬川、ただし、子ノ口から銚子大滝までの区域となっております。

漁業の種類及び漁業時期ですが、漁業権は第五種共同漁業、漁業の種類は、ひめます、さくらます陸封型、こい、ふな、えびとなっております。漁業時期は、通年で1月1日から12月31日まで、漁業権の存続期間は、令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間となっております。

関係地区は、青森県十和田市大字奥瀬、沢田、法量並びに秋田県鹿角郡小坂町となっております。

2番ですが、類似漁業権以外の漁業権は、前回もご説明させていただきましたとおり、水産庁の方から、今回、県域で、県が免許するにあたって類似漁業権の設定はできないといった法解釈が示されておりますので、本漁場計画につきましては、類似漁業権には該当しないということにしております。

続いて、2ページ目をご覧ください。

今回の、漁場図となっております。

十和田湖全域と奥入瀬川ということで示しております。

3ページには、前回、国が免許したものととの比較を載せておりますが、ご覧になって分かるとおりに、前回、国が免許していたものと全く変更は行っておりません。

最後に、4ページをご覧ください。

参考資料として、漁場計画を公表する際に、第五種共同漁業権は増殖が義務づけられておりますので、免許申請者が増殖計画を添付して申請することになっております。その際に、こちらの方で審査するための増殖の指針でございます。

ひめます70万尾、さくらます陸封型1万尾、こい5万尾、ふな2千2百尾の種苗放流、えびについては16箇所の産卵床の造成を、今回十和田湖の漁業権についての増殖に係る県の指針として示させていただくつもりでございます。

説明の方は以上でございます。

なお、本計画につきましては先ほど申しましたとおりに、秋田県、青森県の両県に跨がっておりますので、秋田県内水面漁場管理委員会にも貴委員会と同様に諮問させていただいております。

よろしく願いいたします。

濱田会長

県からの説明が終わりましたので、委員各位から、何か御質問、御意見がありましたら、お願いします。

濱田会長

会長から、何点かについてご指導ください。

魚種について、えびは何のえびですか。すじえびですか。今、分からなければ後で、お知らせ願います。

もう一つ、お聞きします。

わかさぎについて、現在、どういう状況になっているのか教えてください。

水産振興課 三橋副参事

わかさぎにつきましては、この間、ヒアリングしたときには、状況的には若干減っているとのことでしたが、十和田湖の場合、どちらかといえばヒメマスに害にあたるといったことで漁業権魚種に設定していませんので、こちらの方では、詳しくは聞き取りしておりません。

永澤委員

前回の協議会で、ひめますとさくらます、どちらも自前で種苗生産されていると聞きました。現状、両方放流していますけれども、漁業、漁獲、水揚げで見る段階で、

例えば、競合とか資源的に相反するとか、その傾向はあるんでしょうか。

例えば、ひめますはプランクトンでしょうけれどもさくらますは魚食、肉食なので、例えば、さくらますの方は押さえてひめますの方は増やすとか、多分、ひめますの方が主体だと思うんですけど。水揚げ的にもその状態を保つと、そこら辺は、どうなんでしょう。

水産振興課 三橋副参事

十和田湖増殖漁協さんの方では、やはり、ひめます主体ではあるんです。ただ、最近、遊漁者の方はさくらますの方が人気があるということですね、当面は両方、一部、さくらますがひめますをという話があるんですが、そのところは、科学的な分析がないので、ちゃんとした科学的証拠がないということで、増殖指針の方もいじらないでやるということにしています。

永澤委員

遊漁者の要望が強いということですね。はい、分かりました。

濱田会長

産卵時期に、ひめますとさくらますが混合して、非常に危険度が高い。この辺のところは、内水研の方は何かありますか。

内水面研究所 吉田所長

天然では、ありえないというわけではないんですけど、さけますの類はいろんな種類が掛け合わさります。日本全国でいろんな、そういうふうな新種があるんですけども。

ずうっとこれまでも十和田湖でさくらますとひめますがいるので、今、急に掛け合わせが心配になるほどのものではないと思います。

濱田会長

他に御質問、御意見ございませんか。

委員

(「ありません」の声あり。)

濱田会長

他に御質問、御意見もないようですので、この諮問については今月行われる公聴会での関係者の意見も集約して、次回の委員会で最終的に県に答申したいと思いますが、御異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

濱田会長

それでは、そのように決定することにします。

なお、公聴会の日程等について事務局から案を説明願います。

長根事務局長

はい、会長。

濱田会長

はい、局長。

長根事務局長

公聴会の開催内容について説明いたします。

今回の諮問を受け、答申するにあたり漁業法による規程に基づき公聴会を開催しなければならないとされていますが、この公聴会は、当委員会で定めた公聴会に関する手続き規定め程によりを開催することとなります。

資料2を御覧ください。

これは、公聴会開催に関する公示の内容です。一部省略して読み上げます。

青森県内水面漁場管理委員会公示第七号

漁業法第67条第2項の規定において準用する第64条第5項の規定により、十和田湖内水面漁場計画に関する公聴会を次のとおり開催する。

令和5年7月〇日、青森県内水面漁場管理委員会 会長 濱田正隆

一開催期日及び開催場所、

1 開催期日、令和5年7月25日午後1時30分

2 開催場所、十和田市東三番町3の16、十和田シティホテル「慶雲の間」

二公述者の範囲、1の漁業権者から5のその他利害関係のある者。

三は省略いたしまして、四その他です。

漁業法施行規則第23条の規定により公聴会に出席して公述しようとする者は、当該事案に関して利害関係を有する理由及び述べようとする公述の概要を7月21日までに青森県内水面漁場管理委員会に申し出なければならない。

以上となります。

事務局からの説明は以上ですが、県報登載時に若干の字句修正がある場合は、事務局一任ということで承認をお願いします。

濱田会長

ただ今、事務局から説明があったことに対し、委員各位から、何か御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

御質問、御意見は、ありませんか。

濱田会長

事務局から説明があった内容で公聴会を開催することで御異議ありませんか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

濱田会長

それでは、そのように決定し、原案どおり公聴会を開催することにします。

なお、公示にあたって若干の字句修正がある場合は、事務局一任とします。

また、公聴会の当日には、本日の議案第1号関係書類一式を忘れないで持参下さるようお願いいたします。

濱田会長

議案第2号「ニホンウナギの採捕の制限に係る委員会指示の発動について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

これは、内水面においてニホンウナギの資源保護を目的として採捕制限を行うというものです。議案第2号資料1を御覧ください。

青森県農林水産部長からの依頼文です。

件名及び後段の下から4行目から読み上げます。

つきまして、小川原湖で実施される取組の実効性を担保しつつ、他の本県内水面においても、将来にわたってウナギ資源を持続的に利用できるよう、別紙指示案のとおり漁業法第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づくニホンウナギ資源の保護を図るための委員会指示を発動して下さるようお願いいたします。

続いて、裏面を御覧ください。

これが、県から依頼された指示案でございます。

続きまして、裏面をご覧ください。依頼の指示の案です。

これと同じ内容となりますが、資料2を御覧ください。これは、委員会指示案です。

前段のみ読み上げます。

青森県内水面漁場管理委員会指示第2号。

漁業法第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、ニホンウナギ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和5年8月〇日、青森県内水面漁場管理委員会 会長 濱田正隆。

内容につきましては、前年と同じであり、10月から5月までの採捕の禁止、6月から9月までの40センチメートル以下の小型魚の採捕の禁止となっており、現在、発動中の委員会指示を1年更新するものです。

参考資料までに、水産庁発行の内水面漁業、養殖業をめぐる状況により、ウナギをめぐる状況と対策について、報告されていますので、その一部を紹介いたします。

参考資料のスライド番号15番、15ページを御覧ください。後ろの方になります。

青森県では、下りウナギ資源保護等について、濱田会長主導のもと、積極的に取り組んできましたが、平成27年からは、全国内水面漁場管理委員会連合会において、国の指導を得ながら、この取組を全国的に展開してきました。

令和5年現在では、11県が委員会指示により規制を行い、また、自主的な取組として保護している事例が16府県から報告されており、徐々に拡大する方向にあります。

事務局からの説明は以上ですが、県報登載時に若干の字句修正がある場合は、事務局一任ということで承認をお願いいたします。

事務局からは以上です。

濱田会長

ウナギの問題については、私、管理委員会会長として非常に苦勞しました。連合会の会長当時に水産庁長谷長官から、ウナギの資源、北限の小川原湖から法的なものの規制を作っていたいただきたいといったところがスタートでございました。

非常にこの問題は、全国の流れで今現在、18以上の県が規制、指示または漁獲禁止等に準じてやっているとお聞きしております。

問題なのはこの中で、40センチ以下のもの、200グラム以下のものを採捕していかんと、きつく指導しておりますが、入ったものは持ち帰っている状況もあるとの情報も入っています。

参考までに、小川原湖の場合は、徹底してそれを毎日、入札でやっていますが、それ以下のものは自然放流しなさいと徹底しております。

皆さんの御意見も伺いながら、この議案第2号の委員会指示の発動について皆さんの御意見をいただきながら、決定したいと思っておりますが、皆さんいかがでしょう。

県から何か補足等があればお願いします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

濱田会長

はい。

水産振興課 三橋副参事

この件につきましては、県の方からの補足説明はございませんので、御審議のほど、よろしく願います。

濱田会長

ここで、休憩に入ります。

・・・・・・・・・・ 休憩（午後 2 時 1 分から午後 2 時 9 分）・・・・・・・・・・

濱田会長

ここで休憩を解きます。

御質問、御意見ございませんか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

濱田会長

他に御質問、御意見もないようですので、議案第 2 号については、指示案のとおり、委員会指示を発動することに、御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

濱田会長

全会一致で「異議なし」という声ですから、決定いたします。

それでは、議案第 2 号「ニホンウナギの採捕の制限にかかる委員会指示の発動について」は、指示案のとおり、委員会指示を発動することとします。

また、公示にあたって若干の字句修正がある場合は、事務局一任といたします。

それでは、これで議案を終了し、報告事項に入ります。

報告事項「全国内水面漁場管理委員会連合会令和 5 年度通常総会の概要について」事務局から報告願います。

長根事務局長

はい、会長。

濱田会長

はい、事務局。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

通常総会の概要ですけれども、令和5年5月26日金曜日、13時30分から開催されました。

場所は、TKPガーデンシティ御茶ノ水で行われております。

濱田会長、石岡委員、田村委員、そして私の4名が出席しております。

その概要ですけれども、先ず始めに、令和5年度の委員表彰がありました。当委員会からは、石岡委員、田村委員の両名が表彰されております。

次の議事ですけれども、①の会則の一部改正についてですが、原案どおり可決決定されております。総会の開催及び議事の過半数による議決の内容を追加しております。

②と③になりますが、令和4年度事業報告、収支決算書及び余剰金処分案並びに令和5年度事業計画案及び収支予算書案については、原案どおり決定されております。

④です。令和5年度の提案書案についてですが、原案どおり可決決定されております。今後、関係省庁へ要望活動が行われる予定となっております。

その中身につきまして、前文ですが、3ページ以降となっておりますので、後で御覧いただきたいと思っております。

3のその他です。会長、副会長の交代について原案どおり承認され、会長に滋賀県林会長、副会長に兵庫県の近藤会長が新任されております。

以上です。

濱田会長

先般、東京で通常総会がありまして、局長ほか委員3名出席させていただきました。

今、事務局長から報告されたとおりでございますが、連合会の質問等で、私から質問させていただいております。

この中には、水産庁、国交省、環境省幹部の皆さん出席されておりますが、問題については皆さんに概略で申し上げますが、福島県の事故の問題でトリチウムの質問をさせていただいております。内水面の福島その他の放射能については今もって改善されていないと。この問題については、強く質問等させていただいております。

それと、外来魚等についての問題の予算面について、どうすんのと。私の代の時は、水産庁長官、いろんな幹部の皆さんにも、内水面の補助の問題で要望させていただいております。先般も、その要望について進んでやりますということを確認しております。

今、福島の問題では、皆さんも新聞でお聞きしていると思いますが、先般の青森県

に東電その他が説明に来まして、海水の組合長さん62名かな。中で、質問する人がいないので、私の方から質問しましたがけれども、何ら回答もありませんでした。今後の状況もどういふふうに進むか分かりません。皆さんも新聞で見てのとおり、300億、500億、とんでもない話で、青森県は過去では漁獲量日本一を二回、三回やっているんですよ。内水面でも、小川原湖は皆さんのご支援をいただきトップの状況になっていますが、今、非常に厳しいと。特に、暖流、寒流の行き交う青森県ですから、今後の流れがどういふふうの流れていくのか、私もわかりません。

いろんな面で、皆さんと一緒に考えの方向性を出して、県の指導をいただきながら頑張っていきたいと思っています。

皆さん、他に何かありませんか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

濱田会長

それでは、他に御質問がないようで、本日本日予定していた議事を全て終了し、これを持ちまして、第21期第9回青森県内水面漁場管理委員会を閉会します。

終了 午後2時22分